北杜市ボランティアセンター貸出施設運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ボランティア活動の活性化や推進、さらには地域福祉の向上を目指し、社会福祉法人北杜市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、北杜市ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)の貸出施設の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用できる施設)

第2条 使用できる施設は、和室、児童育成室とする。

(使用できる者)

- 第3条 ボランティアセンターの貸出施設を使用できる者は、次の各号すべてに該当するものとする。但し、会長が認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 本会にボランティア登録した者であること。
 - (2) 主に北杜市内で活動を行っている者であること。
 - (3) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。
 - (4)過去に不適切な施設使用をしていないこと。

(使用できる日時)

- 第4条 使用については、本会の業務を優先するものとし、本会が使用していない場合に限り、貸し出しすることができる。
 - 2 使用できる日は、土日・祝日及び12月29日~1月3日までを除く日とする。
 - 3 使用できる時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
 - 4 使用回数は1日1回とし、使用時間は3時間以内とする。

(使用許可申請)

- 第5条 使用を希望する者(以下「申請者」という)は、北杜市ボランティアセンター貸出施設使用申請書(第1号様式)を使用予定日の前日までに本会会長に提出しなければならない。(土日・祝日及び年末年始の場合は翌開所日とする)
 - 2 一度に予約できるのは申請日の翌月分までとする。

(使用許可)

第6条 会長は、前条の規定により申請を受理した時は、内容を審査し、運営管理上支障がないと認めた時は、北杜市ボランティアセンター貸出施設使用許可書(第2号様式)を、申請者に交付するものとする。

(使用制限)

- 第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた時は使用を許可しない。
 - (1) 施設又は設備を汚損、損傷するおそれがあるとき。
 - (2) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3)管理上支障があるとき。
 - (4)個人の利益に関わるとき。
 - (5) その他会長が、適当でないと認めるとき。

(使用者の遵守事項)

- 第8条 使用については、次の各号を遵守するものとする。
 - (1) 使用を開始するとき、終了したときは、必ず本会職員に申し出ること。
 - (2) 使用時間を守ること。
 - (3) 許可を受けていない施設を使用しないこと。
 - (4) 備え付けの備品等を許可なく移動しないこと。
 - (5) 活動中に使用する物品は持込みとし、本会の物品・機材は貸し出ししない。
 - (6) 使用後は、速やかに施設及び物品等を現状に復し、持込み品を撤去すること。
 - (7) 使用後は清掃を行い、ごみは必ず持ち帰ること。
 - (8) 施設等を破損し、または減失したときは、直ちにその旨を本会職員に届け出て、指示を受けること。
 - (9) 定められた場所以外で喫煙、火気の使用を行わないこと。
 - (10) 他団体に転貸しないこと。
 - (11) その他、本会職員の指示に従うこと。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成26年11月1日から適用する。